

令和 3 年

亀山市教育委員会第 6 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第6回臨時会会議録

1. 日 時

令和3年9月3日（金）午後1時30分開会

2. 場 所

オンライン会議

3. 出席委員

教 育 長	服 部 裕
1 番 委 員	大 萱 宗 靖
2 番 委 員	吉 岡 洋 子
3 番 委 員	宮 村 由 久
4 番 委 員	若 林 喜 美 代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
図書館長	井 上 香 代 子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
生活文化部文化スポーツ課副参事兼まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	山 口 昌 直
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（若林喜美代委員）

7. 議事

教育長 議案第53号「令和3年度亀山市教育功労表彰者について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 市の学校教育、社会教育、学術の振興又は文化財の保護等に貢献した者を表彰するため、亀山市教育委員会表彰規則第5条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和3年度亀山市教育功労表彰者として決定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては教育総務課長より説明します。

（総務課長、まちGL資料に基づき説明。）

教育長 今年度のメインとなる表彰対象者は、学術振興、文化財保護関係となるが、これまで表彰を行ってきた分野で10年以上経過した方々を含めて合計70の個人・団体の方を表彰しては如何という提案説明であった。質問等あるか。

大萱委員 学校保健衛生関係から登下校見守り活動までの分野は、これまでも表彰を行ってきたが、今回挙がっている方については新たに10年以上経過したため表彰対象となったということか。

総務課長 そのとおりです。新たに表彰対象となったためです。

大萱委員 今までの表彰で見受けられた方も数名入っていると思うが、2回表彰を行う等間違いではなく、様々な分野で活動を行っているため、今回、改めて表彰対象になったという理解でいいか。

総務課長 例年の表彰対象者については、ダブリが無いように確認させていただいています。その中で、活動団体や活動内容が異なる場合で改めて表彰を行うことはありますが、しっかりと確認は行っています。

大萱委員 了解。間違い、取りこぼしのないよう願う。

教育長 資料において、例えば、5番に柴崎峯寿会という団体があり、峯城史跡内の清掃と環境保全整備に10年以上と記載されている。次に37番の今村昭一氏については、「峯城の史跡を守る会」の会長として、「峯城跡の保存活動の先頭に立ち・・・」

とあり、かつ69番に「峯城の史跡を守る会（今村昭一）」とあり、「峯城跡内外の草刈りや間伐作業を行い・・・」とある。それぞれ峯城に関わる団体個人であるが、特に37番と69番は今村昭一氏が個人団体とで対象としているが、問題ないか。

まちGL

37番の今村昭一氏、69番今村昭一氏が会長の「峯城の史跡を守る会」ですが、団体で10年以上活動されているため挙げさせていただいたのと、10年以上代表として先頭となって活動されている方として個人でも挙げさせていただきました。

教育長

団体としても表彰され、その団体で10年以上活動されたから個人としても表彰という考え方は問題ないのか。

総務課長

亀山市教育功労者表彰選考基準では、「同一表彰分野における同一人又は同一団体についての表彰は、1回に限る」と規定されているため、同一人と同一団体が同時に表彰されることは認められていると考えています。

宮村委員

同じような事例があり、「関宿案内ボランティアの会」の32番、33番は会の会長ではないが対象とされていて、56番では団体としても表彰されている。会長でもない方も10年経てばどの方も表彰していくのか、この辺りは整理する必要があるのではないか。「関宿「関の山車」保存会」についても同様に団体と個人の方が表彰されている。団体の方も10年以上属していれば全ての方を表彰することとなっていくのか。

教育長

今まで学校教育ボランティア、登下校見守り隊等たくさんの団体を表彰しているが、その団体の構成員が10年経つ度に今後表彰されていくことになるということか。資料16ページから規則と基準が添付されているが、これと照らし合わせたときにどのように判断すればいいのか。例えば3年前に表彰された団体については、その構成員もおそらく表彰済となっているのではないか。この辺りの整理はどうか。

教育部長

これまでの市子連等の場合は、個人の表彰を行った経緯があります。文化財保護関係の場合は、団体の表彰と会長等役職を務められた方を対象として挙げています。構成員の方が10年経ったから表彰されるというものではなく、基本的には構成員は団体として表彰されるものであり、その中で代表者の方々については個人表彰もあり得るということと、選考基準にあるよ

うに特別に寄与された方については団体に所属していても表彰される場合があると考えていますので、全ての方が団体に表彰されたから個人では表彰されないという考え方ではありません。このような考え方の中で個人表彰と団体表彰の線引きがなされるものと考えています。

教育長 では、代表者の方は団体に表彰されても10年経てば表彰されるということか。

教育部長 例えば25番から27番の方については、市子連の役員として個人として表彰されることとなります。このような方々は、団体として表彰されていても、その構成員ではありますが表彰対象となることはあり得るということです。

教育長 25番から27番の方についての市子連関係者について、市子連という団体が結成後10年経てば表彰されることとなるのか。同様に、市P連が10年経てば表彰しますかという考え方と同じであるが、その場合は市P連に10年携わっている方を個人として表彰することはいいと考えるが、例えば登下校見守り関係を団体として10年経過すれば表彰するが、個人としても10年経てば表彰すると、つまり、個人も団体も1回ずつ表彰するというこことになるが。18ページの基準の第2条第4号をどうとるかだが、同一表彰分野における人、団体は1回に限ると記載があるが。

教育部長 ここで示している同一人、同一団体というのは、例えばかんこ踊りの保存会が同じ内容で10年以上、又は20年経ったからといって再度表彰されることはない、また同じ個人の方が同一分野で例えば案内ボランティアについて2回表彰されることはないということです。

教育長 では、先ほどの峯城関係で考えたときに、今村昭一氏の場合はどう解釈するのか。

教育部長 峯城関係の場合は、「峯城の史跡を守る会」という団体の団体表彰とその代表者として活躍された会長個人に対する表彰ということになりますので、個人、団体と別々の対象者として認識しています。

大萱委員 個人的には、団体が10年以上活動すれば表彰対象、またその構成員も10年以上経つと表彰対象という考え方だと認識し

ていた。今の考え方だと、峯城関係の団体が10年経過しているので表彰、また個人も会長だから表彰と言われたが、会長を10年していなければ表彰をする必要がないということか。やはり10年が節目で表彰を行った方が分かりやすい。

例えば「関宿案内ボランティアの会」で10年以上経過しているので団体として表彰を受ける、そして会員で10年以上経過している方にも表彰、その中で会長である岩間氏も10年以上経過しているから表彰するという事であれば理解できる。また「東海道関宿まちなみ保存会」の中でも10年以上経過している会員が表彰され、また会長が10年以上経過していれば会長も表彰ということでもいいと思うが、会長は表彰されていない。「東海道関宿まちなみ保存会」の中でも10年以上活躍されている方がたくさんいるのではないか。

まちGL 32番、33番の「関宿案内ボランティアの会」の方につきまして、岩間俊彦氏は10年以上にわたり会長であるため、推薦させていただきました。また、倉田格一氏については発足当初から活動された方として推薦させていただきました。

大萱委員 10年以上経過していても、特別に活躍された方を表彰しており、表彰されない方もいるということか。

まちGL そのとおりです。団体の中には10年以上活動されてる方も多数いるとお聞きしていますが、調べ切れていない部分もあります。

大萱委員 それは団体の会長等と話をして、今回の推薦に至っているということか。

まちGL 話は行っていません。

大萱委員 それぞれの団体で事情はあると思うが、今回表彰対象となっている方よりも長いキャリアを持っている方がいるかもしれない。一律に表彰を行わないのであれば、内部で妬み等が出ないように配慮する必要があるのではないか。難しいと思われるが。

教育長 今の話の中で、発足当時から活躍されている等については理由になっていないと考える。例えば、活躍の年数は途切れていてもよい。通算で活動が10年を超えれば個人であろうと団体であろうと表彰されるということならばっきりしているが、又は団体で表彰された中の構成員について個人では表彰しないと

いうことにするかどちらかだと考える

教育部長

1つの線引きとして団体、個人の考え方はあると思います。ただ文化財保護関係については、自治会といった単位における団体活動と、まちなみボランティアのような個人に責務がかかってくる活動とは同一にはならないと考えています。よって、ボランティアや語り部さんといった団体や峯城の保存会といった有志で集まっている団体については個人表彰もあり得ると考えています。

教育長

団体内でのもめごとは発生しないか。

大萱委員

例えば、学校が推薦する方については、そのような部分について校長等が配慮していると思うので問題ないと思う。一方、文化財保護関係については、様々な団体があると思うが、文化スポーツ課がその部分まで精通して推薦を行っているならいいが。ここに推薦された方が活躍されているのは重々理解できるのだが、ただ畑違いのところに行くと、ここまで判断できるかが疑問が残る。推薦者等の事情については、推薦している原課がよく理解して推薦していると思うが、この表彰によって、気を悪くする方がいないように配慮していただければと思う。

教育長

第2条の第4号をどう解釈するかを再度確認をお願いする。同じ分野で個人又は団体の表彰は1回と記載がある。

総務課長

解釈として、団体で10年以上、又は個人で10年以上活動している方となり、団体に所属されて10年以上活動された方も表彰すると考えています。

教育長

団体としても個人としても1回表彰しては如何かという認識でいいか。

総務課長

そのとおりです。

教育長

統一した見解であれば問題ないが、では、これまで登下校見守りについては団体として表彰しているが、個人としては間違いなく表彰してきているのか。

教育部長

登下校の見守り活動は基本として団体を表彰しています。個人または有志の方で集まっていますが、一人ひとりというよりは団体として活動されている部分が多く、個人として特別に顕著に活動されている方がいるというのではなく、団体表彰に留めています。個人表彰につきましては、資料18

ページの選考基準第2条第4号の「功績が顕著な者」が付帯しますので、先ほどのような会の代表者であるとか、特に際立った活動をされた方が選定されることとなり、単に会の中で10年以上経過しても個人表彰されるものではありません。

吉岡委員 平成30年から表彰が始まったということであるが、今回初めて10年以上経過した方を表彰するということか。

総務課長 資料18ページの選考基準に基づく表彰は、平成30年度から行っていますので4年目となります。

教育長 平成30年度から、資料2ページのとおりメインとなる分野を定め、今年度については学術振興、文化財保護に焦点を当てつつ、新たに10年を経過した過去の分野の方についても加えて行うこととしている。

若林委員 資料18ページの基準第2条第4号から判断すると、「又は」とあるため、団体、個人どちらか一方ということではないのか。この規定によると個人も団体も両方表彰されることはないかと判断するが。例えば、「並びに」や「及び」であれば両方表彰してもいいとは思いますが。

宮村委員 表彰選考基準の個人については市の教育行政に功績が顕著であると記載されている中で、単に団体が10年経過したから表彰するというものではなく、今回推薦いただいている会の方については、10年以上経過し功績のある方を個人中心に選んでは如何か。団体として功績はあったのだと思うが、その中で個人が10年以上尽力いただき、顕著な功績を挙げていただいたということで、個人表彰に一本化することも有りだと思える。今までの説明だとすっきりと整理がつかないのではないか。

教育長 団体として表彰するのは10年経ったからという理由で問題ないと考える。ただその構成員が単に10年経ったからというのは控える、別途個人的に教育行政に顕著な功績があった方は団体にとらわれず表彰するというのでいいのか。

宮村委員 その考えだと、10年活動した団体は表彰していくということになるが、そうではなく団体としては表彰せずに、その中で功績が顕著な方を表彰していくという考え方もあると思うが如何か。団体を表彰したら個人はしないか、若しくは功績の顕著な個人の方を表彰して団体としては見送るとどちらかにしない

と整理できないのではないかと考える。

教育部長

基本は団体表彰を考えていくことか、若しくは個人表彰に絞って行うという2つの考え方があると思います。ただ、共通して言えることは「団体又は個人」でありますので、同じ分野において団体の表彰又は個人の表彰というのは考えにくいということをご意見としていただいたという認識をしています。

ただ、個人または団体どちらかに絞り込んでしまうと、その団体の活動内容によっては、個人の方を抽出するのが難しい場合もあるかと思えますし、逆に団体ではあるけれども功績が顕著な方として皆が認めている方については個人として表彰していくのが難しいという課題はあると思います。ただ、どっちつかずは良くないということであれば、原則としては団体表彰という形にさせていただき、代表者等の活動については、その団体活動の中に包括するという考え方で整理させていただきたいと思えます。

宮村委員

部長の説明のとおりで問題ないと思える。表彰としては4年目を迎え、一応分野別には一巡するという認識である。一巡するまでの今年度については、この形で進めて、来年度以降については選考基準を見直すという考え方でいいのではないかと。

大萱委員

団体をメインとすると、今回の表彰者は少なくなるのではないかと。学校運営協議会関係等を含めて全てなくなるということか。

教育部長

今回の資料における1番からの方々につきましては、団体で活動されている方もいますが、基本的には個人として学校ボランティア等に関わっていただいている方ですので、全てが団体での表彰というわけではなく、このような方々も個人として対象となると考えています。むしろ特に文化財保護関係や学術振興関係については団体活動としてご活躍され、これまでもご尽力いただいておりますので、このようなところは団体表彰として、個人として活動されている方については個人表彰という線引きになると考えます。

大萱委員

個人として活動しているのか団体として活動しているのか判断が付きにくい部分もあるが、表彰する方もされる方も笑顔で終われるようになればと願う。また、若林委員が言われたよう

に、個人も対象にするのであれば、一部基準を見直した方がいいのではないか。

教育長 方向性が固まりつつある。冒頭で峯城関係の話をしたが、選考について再考するということか。

教育部長 団体を基本として、再考する形となります。

教育長 では、事務局として再度整理する時間が必要という判断でいいか。

教育部長 お時間をいただき、ご指摘いただいた点を整理し、再度ご確認いただいた上でご承認をいただきたいと思えます。

教育長 資料16ページに表彰は毎年11月に行うということとなっており、教育懇談会の中止等から必ずしも本日の臨時会で対象者を決定して10月に表彰を行わなければいけないこともないため、本日はいただいた提案を再度事務局で整理していただくということでもいいか。

委員全員 了解。

教育長 では、議案53号は保留とする。

8. 協議事項

教育長 協議事項1「令和3年度教育功労者表彰式の開催手法について」説明を求める。

総務課長 (総務課長詳細説明)

大萱委員 同日に開催予定の教育懇談会が中止になったとのことで、事務局案のとおり3番でよいかと考える。

宮村委員 1番の開催を行うとすると、それ以外のイベント等と重ねて縮小開催として、観客を入れた表彰を行う機会はあるのか。

教育長 成人式、中央コミュニティセンターで昨年開催した図書館フォーラムが、どのような形で出来るのか、コロナの状況下でまだ決まっていない。全て教育委員会主催行事であるため、その隣り合わせで開催できなくもないが、成人式とのコラボは難しいと考えるが。これ以外に行う手法は何かあるか。

総務課長 他の行事がないため、別途表彰式単独での開催を想定しています。

宮村委員 いずれにしても表彰を受けられる方がみなさんの前で披露することも一つの考え方であると思うが、その中で4つの案のうち1

と4は厳しいと考える。出来れば2で行ってほしい。3は状況的には理解できるが、大勢に披露する場がなくなるということで難しいが、後のことを考慮すると2か3であると考えている。また、今年度が分野の一回りのキリの年度を考えると、文化財保護関係等に対象者を絞って行うことも一案だと考える。

若林委員 1と4は無いと考える。2も時期的な事を考えると難しいと考える。そうすると3でやむを得ないと考える。広報等で周知いただきたい。

吉岡委員 3でいいと考える。

教育長 では、3で進めさせていただくことでいいか。

委員全員 了解。

教育長 ただし、被表彰者の決定がまだであるため、時期は11月以降で考えたい。

9. 報告事項

教育長 報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」説明を求める。

(詳細説明)

教育長 学校の対応については、市長とも協議しながら資料のとおり進めさせていただいている。

大萱委員 中規模以上の学校とはどの学校か。また、それらの学校で午前午後の分散登校が行われるとのことであるが、午前午後の分散登校、オンライン授業、放課後児童クラブ等とどのように絡めて対応していくのか。

学校課長 まず中規模以上の学校は、亀山西、亀山東、川崎、井田川、関の各小学校と亀山中学校、中部中学校です。また、午前午後の分散登校については、ほとんどの学校が兄弟関係もあり、地区別で行っていると聞いています。中学校については、出席番号で機械的に割り振っているとも聞いています。

それから、分散登校、オンライン授業、放課後児童クラブ、預かりの部分ですが、1日から3日はオンライン学習を実施していない期間であるため、放課後児童クラブが午前中から開始しているところはクラブにて、放課後児童クラブが午前中実施されていないところは学校が預かっています。学校預かりのうち、一番多

いところは亀山西小学校で30名弱ですが、それ以外の学校はほとんどいないと聞いています。この数については、本日集計を行う予定となっています。また、7日以降のオンライン学習ですが、これは学校に来ることが出来なかったり、登校を控えたりして家庭で学習する生徒児童、つまり分散登校をせずに且つオンライン授業を希望される方になりますが、授業の同時配信の画像を見ながら、家庭で学習するものです。

また、午前中に分散登校をしていれば、放課後児童クラブについては、ご飯を食べてから行けばいいのですが、午後に授業があたっている児童については、午前中への分散登校への調整を行っているものの、難しい場合は、午前中に学校で預かってもらい、授業を午後学校で受けるというケースもあります。

大萱委員
学校課長
大萱委員

中規模以上の学校でない学校は1日登校するのか。

分散登校無しの午前中3限の授業となります。

オンライン授業というのは、コロナが怖い生徒、保護者のためのものと考えていいか。

学校課長

そのとおりです。また、場合によっては濃厚接触者となり、長期間学校へ来ることのできない生徒児童についても対象となっています。

教育長

心配や不安、濃厚接触者等で自宅待機を行っている子はオンライン授業でもいいですということである。学校に登校するのか、オンライン授業を受けるのか各々で選んでくださいという姿勢である。

大萱委員

1台端末の貸し出し希望が16パーセントというのは、全児童に対してか。

学校課長

貸出数を全児童数で割った数です。

大萱委員

その数に加えて家庭の端末等を使ってオンライン授業を受ける児童もたくさんみえるということか。オンライン授業をどのくらい希望しているのか。

教研GL

オンラインの視聴希望届を提出していただくこととなっていますが、締め切りが本日となっています。最終集約までは至っていませんが、学校ごとに差が出ると思われれます。亀山西小学校のみ資料をいただいています。学校登校が約55%、オンライン授業希望が45%という形にはなっています。ただ、端末の状況を

見てみますと、小規模校は学校登校を行う割合が高いとの見立てを立てています。また、中学校についても登校の方が多いと思っ
ていますが、詳細については本日夕方に集約する予定となっています。

大萱委員 オンライン授業の生徒割合が多いという印象を受ける。場合によつては、分散登校しなくても午前中の授業だけで問題ない場合も出てくるということか。

教育長 そのとおりである。亀山東小学校については、9月1日現在で440人中登校のみ選択したのは170人と聞いている。逆に川崎小学校は登校の方が多いと聞いている。地域性もあるのではないかと考えている。

大萱委員 せっかくの機会であるため、オンライン授業のノウハウを高めていっていただきたい。

教育長 一気に進むと考える。

宮村委員 前回定例会で、通常どおり授業を行うということ聞き、その後27日に本日説明いただいた内容で授業を実施するとの案内をいただいたが、その中で、市民から教育委員会に申し入れがあったということ聞いた。津市や鈴鹿市は通常のスタートを切った中で、亀山市は思い切ったことを行ったと考えている。適切な判断だと考えるが、その経緯について教えていただきたい。

また、授業の開始にあたり、実質は半日の分散登校となるが、授業数の確保については、特に中学3年生の大事な時期になると思うが、カバーできるのか。

教育長 申し入れについては特段ない。新型コロナウイルス感染症に関する亀山市の状況、他市の状況を見ながら市長と協議の上、極めて短期間の間で決定、変更したものである。

教支GL 授業数については、9月1日～3日の臨時休校で、およそ10時間分、6日から10日の1週間分で10時間分、合計20時間分の授業時数が不足してきます。現在の20時間分であれば、今後の行事等の変更によりそれを取り戻すことも可能と考えています。しかしながら、13日以降の状況によっては、今後考えていかなければならない状況となると考えています。

宮村委員 オンライン学習のための授業準備の負担が先生にかかっていると思うが、どのようになっているか。

教研GL 負担はゼロではないのが現実です。オンライン授業という形で行うのは、教師も初めてであり、また子どもたちも初めてとなり、今日も含めて準備を行っていただいているところです。今回行う10日までの授業に関しましては、あくまでオンラインによる配信が目的であり、実際は目の前にも登校してきている子どもたちがいて授業を受けていますので、画面の向こう側にいる子どもへのオンラインに特化した授業ではありません。しかしながら、授業準備には機器固定の位置、板書の仕方、授業の組み立て、時間割の事前配布等多岐にわたり学校の先生には時間をかけていただいています。

教育長 新聞報道でも他市の授業準備の様子が各紙載っていた。私も5～6校の市内の学校で準備の様子を見せていただいたが、大変なことだと認識している。手引書の発行、パスワードやIDの配布、それに伴い、1度は保護者が学校に来て配付物を受け取ったり、夏休みの提出物を提出しにきたりとか、そのようなことに対応しながら、今日明日はオンライン端末の貸出日となっており、貸出しの確認書を提出してもらったり、使用のルールを配布するとか大変だと思う。ただ、これを機に、端末の貸出しやオンライン学習がかなり進むのではないかと、いい部分もあると考えている。先生にも大変苦勞をかけている。保護者にも子どもにも不慣れなことを行っており、お世話をかけていると思っている。

吉岡委員 子どもが配付物を受け取りに行ったが、学校に行くだけでウキウキしていた。オンライン授業の場合は出席扱いになるのか。学校からの資料には書いてあったが、出席扱いにはならないのか。

教支GL 登校している児童生徒は出席扱いとなります。児童生徒が新型コロナウイルス感染症にかかっている場合、濃厚接触者になった場合、また不安を感じている児童生徒は、令和3年2月19日の国からの「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」の中で、出席停止扱いとなっており、亀山市においても同様に出席停止扱いとさせていただきます。

教育長 簡単に言うと、オンライン授業を受ける児童生徒は出席扱いにはならないが、欠席扱いにもならないということである。従って、特に受験等には不利にはならないと聞いている。

若林委員 8月末から三重県に緊急事態宣言が発令されたが、亀山市における新型コロナウイルス感染症の拡大状況はどのようなものか。13日以降については何日頃判断していくのか。

教育長 新聞報道であったように8月に市内の放課後児童クラブでクラスターが発生したことは事実である。学校では発生していない。13日以降については、12日で緊急事態宣言の解除が難しいと言われており、週の半ば頃には、出来るだけ1日でも早く判断していきたいと考えている。その際には教育委員さんにも意見聴取や連絡をさせていただく予定である。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

教育長 この内容については、市議会教育民生委員会へ提出し、概要版をホームページに掲載するという流れになる。昨年度は新型コロナウイルス感染症による休校期間があったが、それが大きく影響しているようには見えない。また、亀山市は、コロナ禍の影響をいい方向に受けているということも感じられる。

若林委員 数字だけ見ると、中学校では厳しい結果であると考えられるが、先生方についてはしっかりと取り組んでいただけていると感じられる。質問紙の中で「家で自分で計画を立てて勉強している」という生徒が16.7ポイントも増加しているとか、家庭での学習とか、自分で計画して勉強しようとしているとか、教職員の取り組みが子どもにきちんと伝わっているという点で、ここの部分は非常に高く評価したいし、うれしく思う。結果的に残念な面もあるが、今行っていることを地道にこつこつと積み重ねることによって、きっと大きな結果が得られるのではないかと考える。数字だけにとらわれず、このまま頑張っていたいただきたいと思う。

宮村委員 今日の資料では、三重県平均をほぼ下回ったということだが、従来からの亀山市の学力向上の取組の評価、又は成果についてはどのようなものか。一方、質問紙の中で「学校に行くのは楽しい」とか肯定的な面を拝見すると非常に安心する。

教支GL 中学3年生が昨年度三重県独自のテストを2月に受けており、

国語が県平均と7ポイント差がありました。しかしながら今回においては、国平均とは5.6ポイント、県平均から4.0ポイントに縮まっていることから少しずつ改善されているのではないかと感じています。また、数学においては、同様に2月のテストでは、3.6ポイントの県との差がありました。この差を今回は縮めることはできませんでしたが、質問紙から子どもたちの授業に対する主体的で対話的な姿が見受けられることから、今後も継続して授業改善を行っていきたいと考えています。

教育長

三重県は中学校の数学のみ全国を上回っている。他の教科は少し及ばなかったということである。亀山市では小学校の国語が県よりも国よりも高く、小学校の算数は少し及ばなかった。中学生の国語数学はもう少し縮めたいところではあるが、改善の傾向はある、ということである。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

10. その他

教育部長 (9月市議会にいただいた質問内容について概略説明)

11. 閉会

午後16時00分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員